集団指導

介護保険課

【計画系サービス編】

あなたとわくわく

マグマシティ
鹿児島市

区分変更時の引継ぎ

見立てと実際の要介護度で相違があった場合

区分変更申請　　自己作成（扱い）

見立てと異なる
要介護度決定　　引継ぎ



要支援継続の見立てが要介護

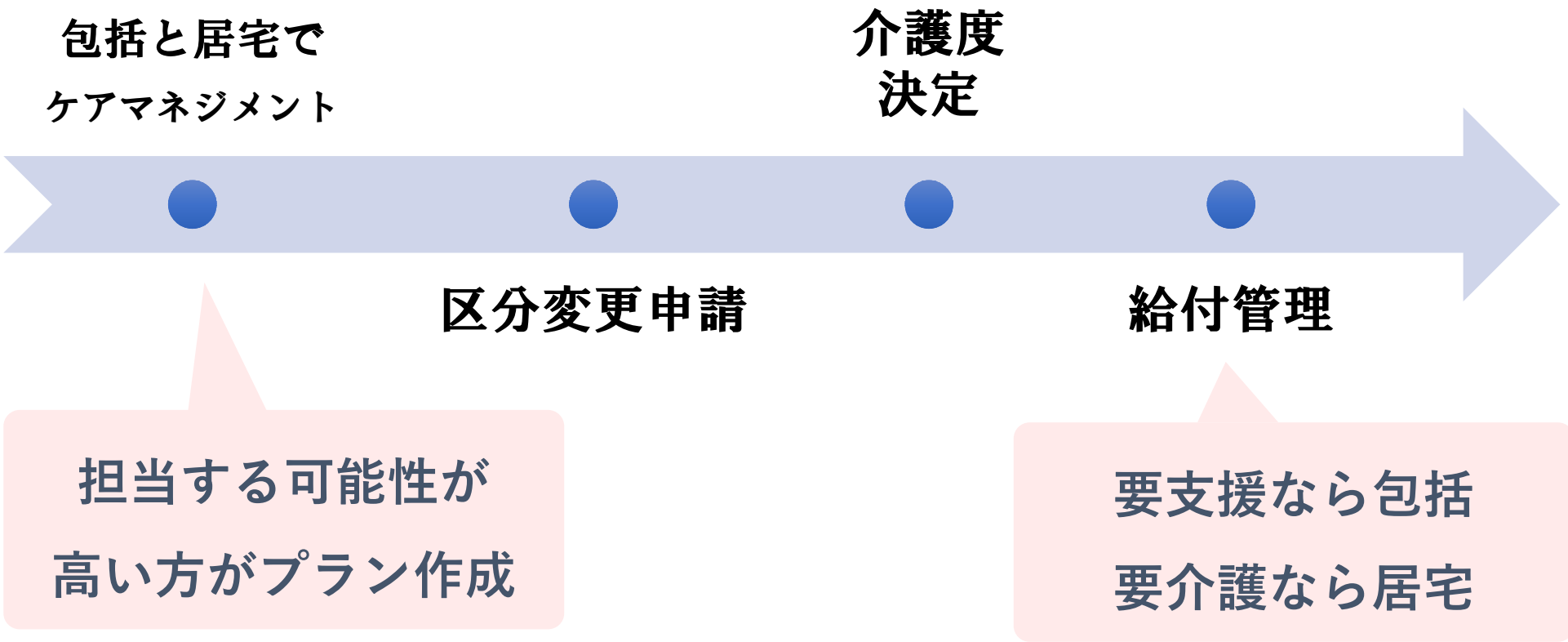
居宅へ引継ぎ



要介護継続の見立てが要支援

包括へ引継ぎ

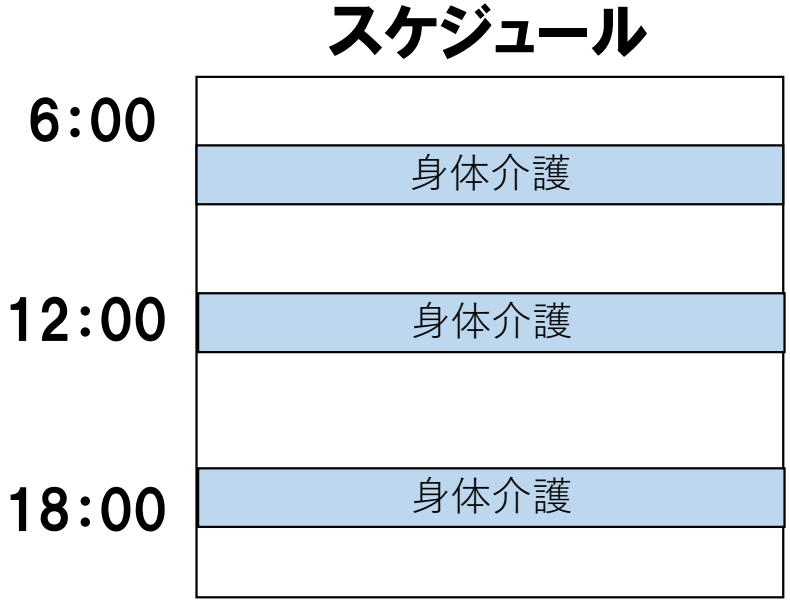
要支援か要介護か判断が困難な場合



包括と居宅のどちらがケアプラン作成？

過去の事例

１日３回おむつ交換の身体介護が必要



✕ 包括が作成

○ 居宅が作成

専門職として
アセスメント

包括と居宅のどちらがプラン作成？



依頼を受けて、担当すべき状態像と判断された場合は、

利用者のために包括と居宅、互いにご協力をお願いします

ケアプランチェックでよくある指摘事項

①　必要な情報がケアプランや支援経過に落とし込めていない

⇒本人・家族・第三者がいつ見ても理解できるよう、プランへの落とし込みをして下さい。

サービス担当者会議で情報共有されたことは、第三者が読んでも理解できるよう記載してください。

⇒文字での記録がないと、「していないこと」としてみなされます。

②　介護保険最新情報Vol.１２８６の確認の必要性

⇒ケアプランの様式や、課題分析標準項目の一部改正について、今一度確認をして下さい。

Vol.１２８６において、詳しく再周知もされています。

ケアプランチェックでよくある指摘事項

③　ケアプランの内容が個別性に欠けている

⇒十分にアセスメントを行い、個別的・具体的なプラン作りをお願いします。

④　ケアプランからサービスの必要性がみえてこない

ケアプランからサービスの必要性がみえてこない

○具体的なケース

- **・通所リハビリと訪問リハビリの慢性的な併用利用**

 ⇒Ｄｒの意向とともに具体的な根拠を基に利用してください。

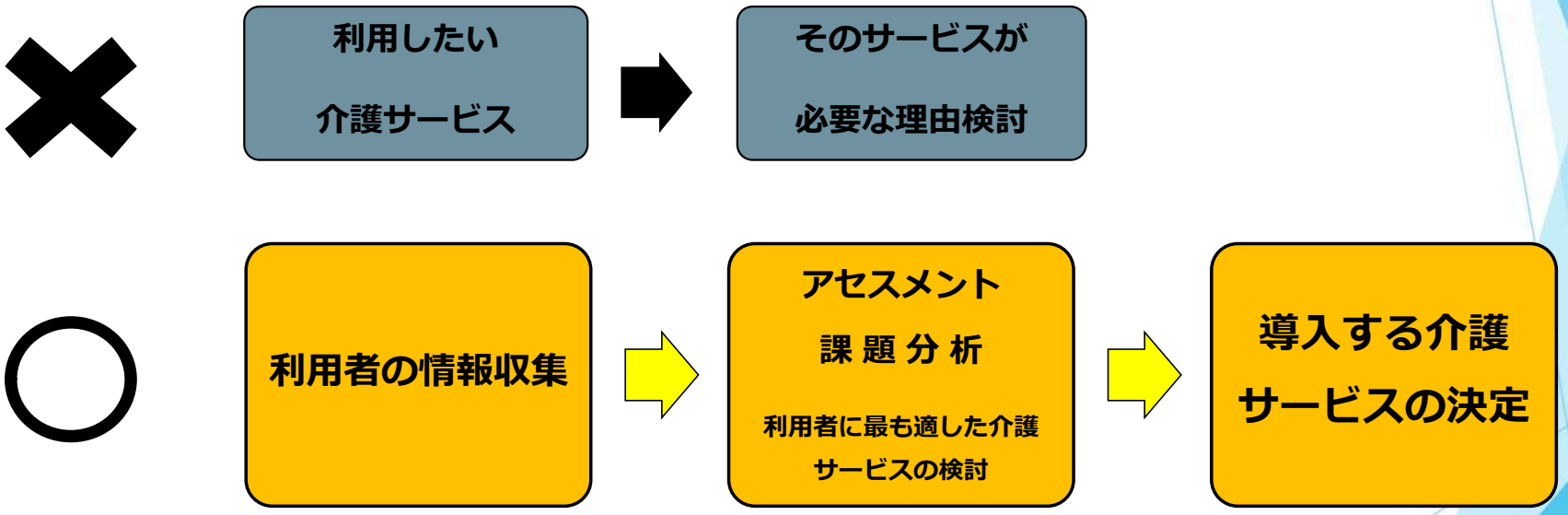
- **・個別機能訓練加算等の算定要件の認識の誤り**

 ⇒利用者ごとに具体的かつ分かりやすい目標を立て、関係者間で共有してください。

 ⇒報酬改定の際の算定要件を再確認してください。

- **・高齢者向け住宅に居住している利用者への画一的なサービス導入**

サービス利用が目的となり導入までの流れが逆になっている



●**軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付**については、

保険給付開始日　＝　申請日　**※書類に不備がない場合に限る**

自宅においてターミナルケアを行う場合など、

緊急に福祉用具が必要になり、確認手続きが間に合わない場合は、

窓口または電話等（閉庁日はＦＡＸ）により、

必ず事前に相談をお願いいたします。

最後に

- **介護支援専門員証の更新を**忘れないようにしてください。

①研修の計画的な受講
②研修後の県への速やかな手続き

必ず有効期間内にお願いいたします。